維持管理に関する計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第９条の３第５項による維持管理に関する計画、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第４条の５による一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準により、清掃一組の一般廃棄物処理施設の維持管理は以下のように計画します。

１ 施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように焼却処理します。
２ ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入するときには、常時ごみを均一に混合します。
３ 燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的にごみを燃焼室に投入することができる供給装置が設けられています。
４ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を別紙、「維持管理計画値一覧」に示す温度以上に保ちごみを焼却します。
５ 焼却灰の熱しゃく減量が１０％以下になるように焼却します。
６ 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させます。
７ 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くします。
８ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録します。
９ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏２００度以下に冷却します。
10 集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録します。
11 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去します。
12 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が１００ppm（酸素 12%換算）以下となるようにごみを焼却します。
13 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録します。
14 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を別紙「維持管理状況」＜第三者機関による測定結果＞に示す維持管理計画値以下となるようにごみを焼却します。
15 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙濃度（ばいじん、窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素及び水銀）を六月に一回以上測定し、かつ、記録します。
16 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにします。
17 煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却するときは、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにします。
18 ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留します。なお、灰溶融炉を用いて溶融処理したときはスラグ貯留槽等に貯留します。
19 ばいじん又は焼却灰を溶融処理するときは、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点（1,200 度）以上に保ちます。

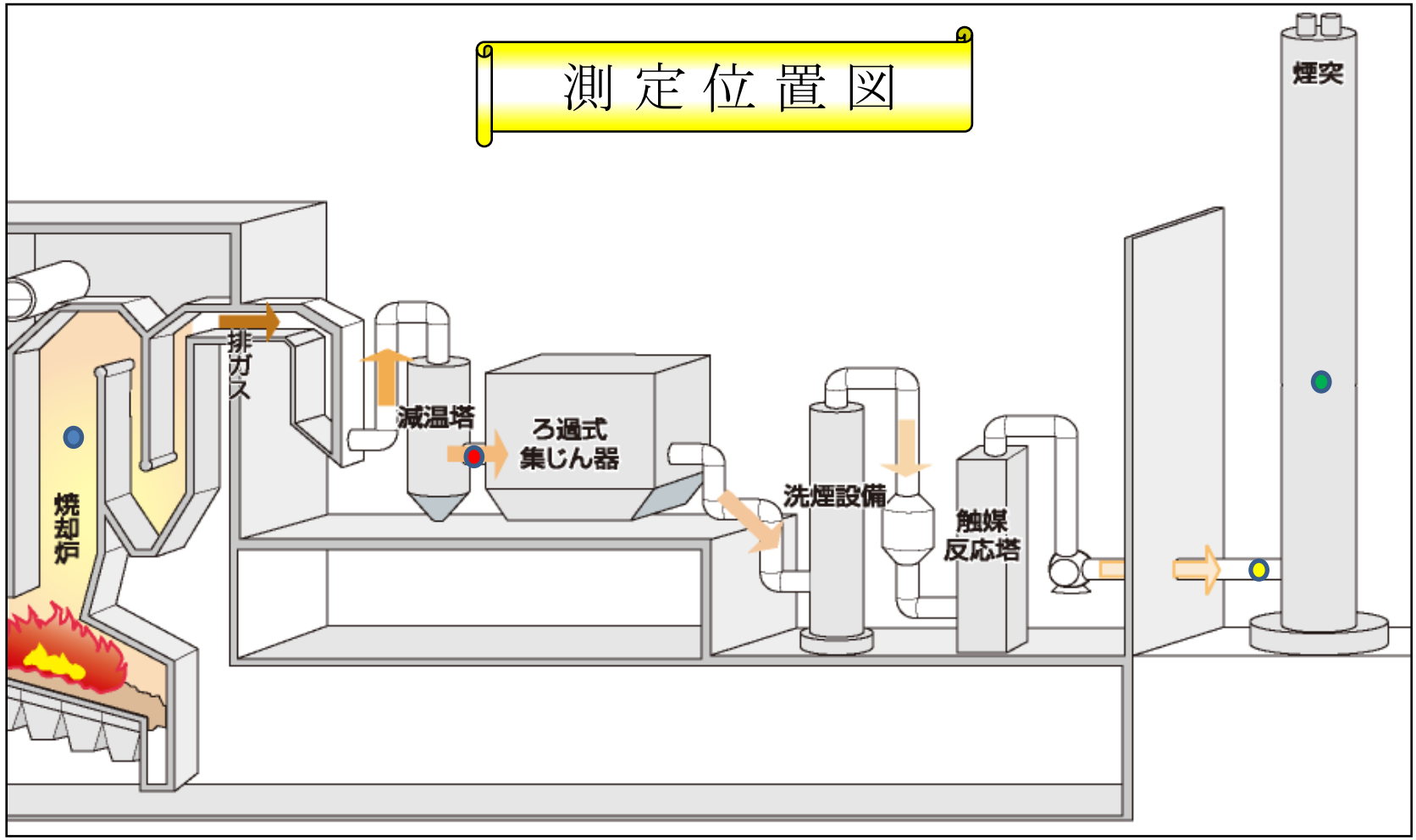

（注）： 図中（焼却炉側より）、● 燃焼室ガス温度、●ろ過式集じん器入口ガス温度、●一酸化炭素濃度を連続計測する測定位置を示します。また、● 煙突中段は第三者機関により、ばい煙濃度（ばいじん、窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素、水銀）及びダイオキシン類濃度を定期測定する測定位置です。

測 定 位 置 図

流動床式焼却炉（りゅうどうしょう）

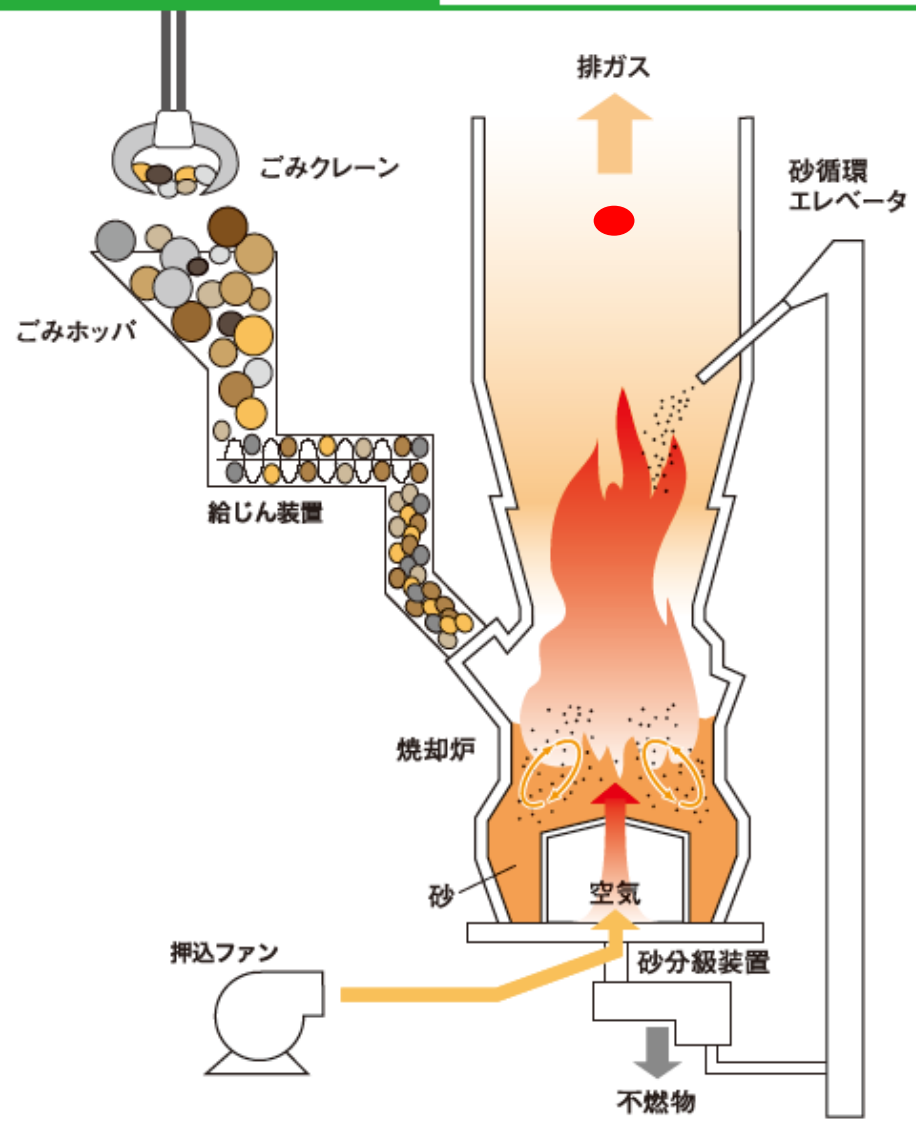

砂が入った焼却炉の中に下から空気を吹き込むと、砂は沸騰したお湯のように踊りだします。この状態の砂を熱し、その中にごみを投入して燃焼させます。

（注）：図中、●は燃焼室ガス温度を連続計測する測定位置を示します。

維 持 管 理 計 画 値 一 覧

清掃工場名等	ごみ焼却（灰処理）量	燃焼室ガス（溶融スラグ）温度	集じん器入口ガス温度	排ガス中の一酸化炭素濃度（煙突）（O_2 12%換算）	ばい煙濃度（O_2 12%換算）				
					ばいじん	窒素酸化物	硫黄酸化物	塩化水素	水銀
	t/炉・日 以下	℃ 以上	℃ 以下	ppm 以下	g/m³N 以下	ppm 以下	ppm 以下	ppm 以下	μg/m³N 以下
有　明	200	800	200	100	0.02	70	20	15	50
千　歳	600	800	200	100	0.02	70	20	15	50
墨　田	600	800	200	100	0.02	60	20	15	50
新江東	600	800	200	100	0.02	60	20	15	50
港	300	800	200	100	0.02	60	20	15	50
豊　島	200	800	200	100	0.02	60	20	15	50
渋　谷	200	850	200	60	0.01	50	10	10	50
中　央	300	850	200	100	0.01	50	10	10	50
板　橋	300	850	200	100	0.01	50	10	10	50
多摩川	150	850	200	100	0.01	50	10	10	50
足　立	350	850	200	100	0.01	50	10	10	50
品　川	300	850	200	100	0.01	50	10	10	50
葛　飾	250	850	200	100	0.01	50	10	10	50
大田　新	300	800	200	100	0.01	50	10	10	50
大田　第一	200	800	200	100	0.02	70	20	15	50
練　馬	250	800	200	100	0.01	50	10	10	50
杉　並	300	800	200	100	0.01	50	10	10	50
光が丘	150	800	200	100	0.01	50	10	10	50
目　黒	300	800	200	100	0.01	50	10	10	30
中防灰溶融施設	100	1,200	200	―	0.01	50	10	10	50

注1：維持管理計画値とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき届け出た値をいいます。
これは、清掃工場等の維持管理のために自ら設定した管理値です。

注2：維持管理計画値の届出のない塗りつぶしした清掃工場、破砕ごみ処理施設の基準値は、操業協定等に記載の自己規制値を示します。